

いじめ防止基本方針

小金井市立小金井第三小学校

校長 黒木 智道

小金井第三小学校のいじめ防止基本方針についてお知らせします。安心・安全な学校生活を送ることができるよう、教職員で協力して取り組みます。

1 いじめ問題への取組の基本

(1) いじめの定義

- ・児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。
- ・個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うことを原則とする。

(2) いじめに対する認識

- ・「どの学校にも どのクラスにも どの子にも 起こりうるもの」としての認識をもつ。
- ・重大な人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。

2 いじめの「未然防止」・「早期発見」

(1) いじめをさせない環境づくりに取り組む。

- ・一人一人の児童理解を深め、教師と児童との信頼関係を構築する。
- ・互いのよさを認め合い、支え合う温かい学級の風土を作る。
- ・日々三感「存在感・所属感・達成感」を授業や行事等で一人一人の子供に味わわせ、安心感と自己肯定感をもたせる。
- ・「人権5つのちかい」「いじめはしない させない ゆるさない」を指導し、意識化と行動化を図る。
- ・いじめ防止対策推進法総則第4条「児童等は、いじめを行ってはならない」を理解させ、法律で禁止されていることを周知徹底する。
- ・道徳教育の充実を図り、「自分がいやなことは他の人にもしない」という人権意識を高める。
- ・年に3回（6月、11月、2月）、全児童にいじめに関するアンケートを実施し、把握に努める。
- ・教師自身の研ぎ澄まされた人権感覚の高揚に努める。
- ・毎月のいじめに関する調査を適切に行う。

(2) 全教職員が児童の学校生活の様子についてきめ細かく観察し小さな変化も見逃さないよう、日常の観察に加えて以下のような早期発見への取り組みをする。

- ・学校生活アンケートの結果からいじめと疑われる事案について、児童・保護者に対して確実な聴き

取り調査を行う。いじめが確認された場合は組織的な対応を行う。

- ・年2回のふれあい月間において教職員にチェックシートを配布し、指導法を振り返らせるとともに、児童の細かな変容に目を向けさせることで期発見の一助とする。
- ・第5学年のすべての児童に対して6月までにスクールカウンセラーとの個別面談を実施する。

(3) SNS等の活用に関する指導

- ・「三小の約束」の第10項にあるインターネット（SNS）の利用について、児童に指導する。
- ・SNSノートを活用して、「SNS東京ルール」についての理解を深めさせるとともに、家庭と連携して、児童が適切にインターネットを使えるようにする。
- ・SNS等の活用に関する指導については計画的に実施する。定期的に指導内容についての確認をする。

3 いじめに対する組織的な対応「早期対応」

- ・校務分掌に、いじめ防止対策委員会を位置づける。構成メンバーは、校長、副校長、生活指導主任、特別支援コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、学年主任
- ・いじめ防止対策委員会を定期的を開催し、いじめ防止に取り組む。いじめを把握したら、臨時に委員会を開催し報告して迅速に対応する。（適切な指導手順の策定、関係児童からの聞き取り、アンケートの実施、指導、保護者への謝罪と説明、関係機関との連携）
- ・教育委員会、子ども家庭センター、児童相談所、小金井警察スクールサポーター等関係諸機関との連携を密にする。

4 「重大事態への対処」

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席する場合。（年間30日を目安にし、一定期間連続して欠席している場合も含む。）
- ・児童・保護者から、「いじめられて重大な事故が起こった」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

- ・重大事故が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ・いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査をするとともに、関係諸機関との適切な連携を図る。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。